



砺波市耐震改修促進計画-概要版-

第3章

住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の取組み基本方針

住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

- (1) 住宅の耐震化支援
 - ①木造住宅耐震診断支援事業
 - ②木造住宅耐震改修支援事業
 - ③住みよい家づくり資金融資制度(県融資制度)
 - ④木造住宅耐震化支援事業の推進
 - ⑤住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
- (2) 建築物の耐震化支援
 - ①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援
 - ②多数の者が利用する建築物等の耐震化支援
- (3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度
 - ①耐震改修促進税制
 - ②住宅ローン減税
 - ③住宅金融支援機構による融資制度

3 大地震に備えた住宅・建築物に関する事前対策の推進

- (1) 地震時の総合的な安全対策
- (2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備
- (3) 倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策
- (4) がけ地近接等危険住宅移転事業の実施



第4章

啓発および知識の普及に関する事項

1 相談体制の充実

砺波市建設水道部都市整備課に相談窓口を設置するとともに、建築関係団体で構成する「砺波市地域住宅相談所」や「とやま住宅相談所」との連携を図りながら、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要など、耐震化へ向けての普及啓発に努めます。

2 啓発及び知識の普及

- (1) 適切な情報提供やセミナー等の開催
- (2) 耐震診断・改修マニュアル等の広報活動
- (3) リフォームに併せた耐震改修の誘導策
- (4) 自治会等との連携策・取組み支援策
- (5) 富山県との連携



第1章

計画の目的と位置づけ

1 計画の目的

本計画は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月）が導入される以前の建築物の耐震化を図り、目標と施策等を定め、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することにより、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、市民の生命や財産を守ることを目的とします。

また、「富山県耐震改修促進計画」においては、住宅の耐震化率について、平成37年度(2025年度)までに90%、多数の者が利用する建築物の耐震化率については、95%を目標としています。

年度 (西暦)	国		富山県	
	住宅	多数の者が 利用する建築物	住宅	多数の者が 利用する建築物
H25 H26			72%	
H28	約82%	約85%		82%
H32 (2020年)	目標：95%	目標：95%		
H37 (2025年)	おおむね完了	おおむね完了	目標：90%	目標：95%

2 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」）第6条第1項及び国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定します。また、「富山県耐震改修促進計画」(※1)及び「砺波市地域防災計画」(※2)との整合を図ります。

3 計画期間

平成30年度から平成37年度(2025年度)までとし、平成37年度(2025年度)の目標を設定します。社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い必要に応じて施策の見直し等の計画改定を行います。

4 計画策定の背景

平成25年に耐震改修促進法が改正されたことを背景に富山県では、住宅及び建築物の平成37年度(2025年度)の耐震化率の目標や耐震改修促進施策等を定めた「富山県耐震改修促進計画」が平成28年10月に改訂されたことや、平成20年3月に策定された「砺波市耐震改修促進計画」の計画期間が平成27年度末に終期を迎えたこと等から、本市における耐震化率の現状をふまえ、計画を見直します。

(※1)「富山県耐震改修促進計画」:
平成28年10月改定
富山県土木部 建築住宅課
(※2)「砺波市地域防災計画」:
平成30年4月改定
総務課防災・危機管理班



第2章

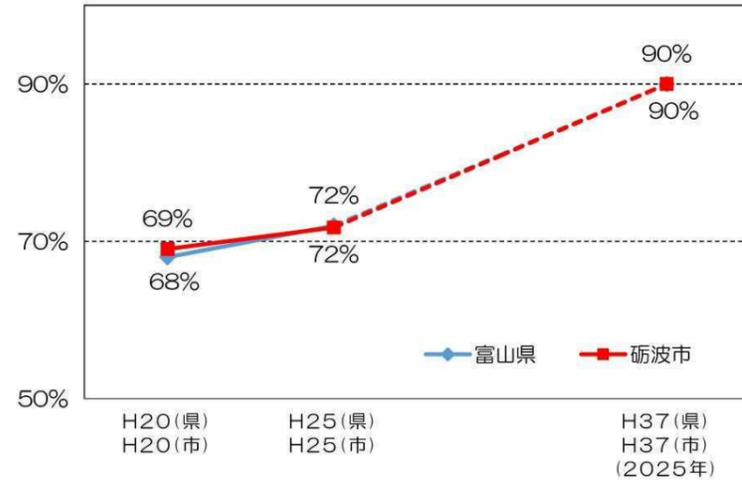
耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

砺波市の住宅の耐震化率算出には、H20 および H25「住宅・土地統計調査」の統計データを使用。富山県の耐震化率は、「富山県耐震改修促進計画」を参照。

1 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

市内の平成25年度住宅総数は **15,160戸** と推計されます。このうち、耐震性があると思われる住宅は **10,881戸**、耐震化率は **72%** と推計され、平成20年度と比較すると3ポイント高くなっています。



(2) 耐震化の目標

砺波市では、現状の耐震化率及び県の目標値を考慮し、平成37年度(2025年度)末における耐震化率を県目標と同様の **90%以上** にすることを目標とします。目標達成のためには、平成30年度～37年度(2025年度)末までで2,763戸の耐震化が必要となります。



地域	H20	H25	H37(2025年)目標
砺波市	69%	72%	90%
富山県	68%	72%	90%

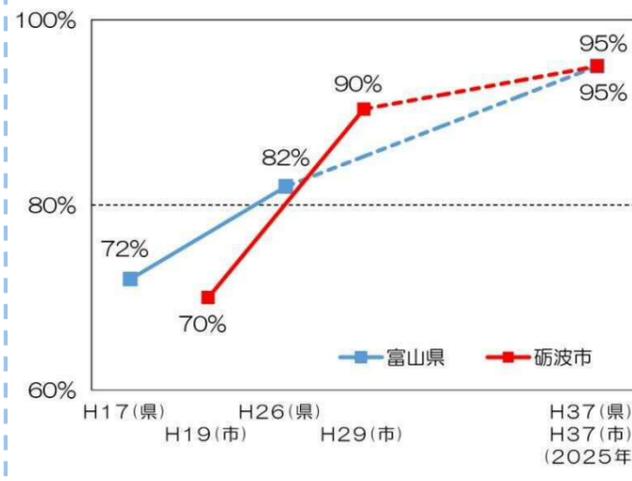
人口減少しているため総戸数も減少すると考えることが一般的だが、砺波市においては、着工数が増加しているため H38 総戸数は現状のままとする。



2 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状【推計】

多数の者が利用する建築物の総数は、公有と民間のものを合わせ市内に **166棟** あり、このうち耐震性のあると思われる棟数は平成29年度では **149棟** で耐震化率は約 **90%** となっています。平成26年度県の約82%と比較すると8ポイント上回っています。



種別	所有区分	全数 A	S57以降の建築物 B	S56以前の建築物		耐震化率(推計) E=(B+C)/A
				耐震性有り(推計) C	耐震性不十分 D	
1 被災時に拠点となる施設及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、病院、診療所等	公有	11	6	4	1	91%
	民間	5	5	0	0	100%
2 住民の避難場所として使用される施設及び要援護者施設 幼稚園、小中学校、高等学校、体育施設、社会福祉施設等	公有	54	28	23	3	94%
	民間	7	6	0	1	86%
3 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅等	公有	10	10	0	0	100%
	民間	41	33	4	4	90%
4 多くの者が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等	公有	5	2	0	3	40%
	民間	6	5	0	1	83%
5 その他の特定建築物 事務所、工場、車庫等	公有	0	0	0	0	—
	民間	27	20	3	4	85%
合計		166	115	34	17	90%

(平成30年3月31日現在)

(2) 優先的に耐震化すべき市有建築物及び収容避難場所の耐震化の現状【推計】

市有建築物のうち、災害時に庁舎は災害対策本部や被害情報収集、病院は医療救護活動、学校・保育所等は収容避難場所として活用されます。

市有建築物の耐震化を進めることは、災害時の利用者の安全確保や被災後の応急対策活動の拠点としての機能確保の観点からも、耐震化を速やかに進める必要があり、今後の目標としては、耐震性が不十分な建築物を概ね解消することとします。

種別	全数 A	S57以降の建築物 B	S56以前の建築物		耐震化率(推計) E=(B+C)/A
			耐震性有り C	耐震性不十分 D	
1 庁舎・病院等	11	6	4	1	91%
2 学校 各小中学校	45	23	22	0	100%
3 幼稚園・保育所	4	2	1	1	75%
4 公営住宅	10	10	0	0	100%
合計	70	41	27	2	97%

(3) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

砺波市においても県同様に **耐震化率95%以上** を目標として耐震改修の促進に取り組みます。また、公共施設においては、災害時の防災拠点となる施設、収容避難場所となる施設、被災者の受け入れ先となる施設が多いことから、耐震化率の向上を特に重視します。

砺波市	H19	H29	H37(2025年)目標
耐震化率	70%	90%	95%

富山県	H17	H26	H37(2025年)目標
耐震化率	72%	82%	95%

※S57以降の建築物とは、昭和56年6月以降に建築の建物を示し、すべて耐震化されたものとみなす。
※S56以前の建築物とは、昭和56年5月以前に建築の建物を示す。

種別	所有区分	全数 A	S57以降の建築物 B	S56以前の建築物		耐震化率(推計) E=(B+C)/A
				耐震性有り(推計) C	耐震性不十分 D	
1 被災時に拠点となる施設及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、病院、診療所等	公有	11	6	5	0	100%
	民間	5	5	0	0	100%
2 住民の避難場所として使用される施設及び要援護者施設 幼稚園、小中学校、高等学校、体育施設、社会福祉施設等	公有	54	29	25	0	100%
	民間	7	6	0	1	86%
3 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅等	公有	10	10	0	0	100%
	民間	41	33	4	4	90%
4 多くの者が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等	公有	4	4	0	0	100%
	民間	7	7	0	0	100%
5 その他の特定建築物 事務所、工場、車庫等	公有	0	0	0	0	—
	民間	30	24	3	3	90%
合計		169	124	37	8	95%